

第3次江別市男女共同参画基本計画（素案） 【概要版】

第3次江別市男女共同参画基本計画の位置付け

男女共同参画社会基本法と江別市男女共同参画を推進するための条例に基づいて策定される「第3次江別市男女共同参画基本計画」は、本市が男女共同参画社会の実現に向け、総合的・計画的に施策を推進するための指針となっています。

また、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」を推進するための個別計画として位置付けられているほか、基本方針1から4は女性活躍推進法の規定に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）としても位置付けられています。

本計画策定の趣旨及び計画期間

男女共同参画社会の実現を目指し策定されている現基本計画が、令和5年度いっぱいまで終了となるため、令和6年度に向けて、新たな計画「第3次江別市男女共同参画基本計画（令和6年度～令和15年度）」を策定します。

本計画の計画期間は令和6年度～令和15年度までの10年間ですが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行います。

本計画の構成

- 男女共同参画の実現に向けた取組は、広範多岐にわたることから、7つの基本方針を掲げるとともに、特に力を入れる項目「重点項目」を3つ掲げています。
- 基本方針1から4は女性活躍推進法の規定に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）としても位置付けています。

女性活躍推進計画	基本方針1 男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり	重点項目1 男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり
	基本方針2 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と促進	
	基本方針3 働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	重点項目2 働く女性のための環境整備
	基本方針4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進	重点項目3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備
	基本方針5 あらゆる暴力根絶の取組	
	基本方針6 生涯にわたる男女の健康支援	
	基本方針7 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	

基本方針の概要等

基本方針1：男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

「男性は仕事、女性は家庭」という「昭和モデル」の社会から、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」の実現に向け、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要があります。

【主な取り組み】

- ・子どもの頃から男女共同参画の重要性を伝えるとともに、あらゆる年齢層のすべての人々に対し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます
- ・性の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

重点項目1：男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

性別に関わりなく自分らしく生きることは男性にとっても女性にとっても重要なことです。

【数値目標】

- 家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合 55.0%以上
- 地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合 55.0%以上
- 男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合 85.0%以上

基本方針2：政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

【主な取り組み】

審議会等については女性が参加しやすい環境整備を、市職員については意欲向上を図ります。

基本方針3：働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

【主な取り組み】

ハラスメント防止に向けた意識啓発と女性が働きやすい環境整備や仕事と家庭の両立、介護離職防止に向けた国の支援などの周知に努めます。

基本方針4：子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

仕事中心の生活から仕事と家庭の両立可能な環境づくりが必要です。

【主な取り組み】

セミナーや事例紹介などにより、全ての世代に対し意識啓発を図る他、無償労働の負担を減らすために、民間や行政によるサービスを利用しやすい生活環境の整備に努めます。

重点項目2：働く女性のための環境整備

社会的・経済的環境やライフスタイルが変化する中で、働く人がその能力を十分に発揮するためには、性別や年齢、その置かれている状況にかかわらず多様な人材が仕事につける社会にすることが大切です。

【数値目標】

●職場で男女が平等となっていると思う人の割合
45.0%以上

重点項目3：ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

市民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会づくりを行う必要があります。

【数値目標】

●市職員における男性の育児休業の取得状況
向上

基本方針5：あらゆる暴力根絶の取組

暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

【主な取り組み】

DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化、相談窓口の周知等の支援を行います。

基本方針6：生涯にわたる男女の健康支援

男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意し、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うことが重要です。

【主な取り組み】

妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるほか、検診の重要性や健康づくり情報を発信していきます。

基本方針7：男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

男女のニーズの違いに配慮するとともに、固定的性別役割分担意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要です。

【主な取り組み】

防災分野での政策や方針決定に助成の参画を進めるとともに防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。

素案のポイント～現行計画との違い～

- 現行の計画の考え方を継承しながらも、現在・これからの社会情勢を見据えた内容へと加筆修正を行いました。
- 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた取り組みを推進します。
- 「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」として重点項目3を新設しました。
- 数値目標として新たに「5 市職員における男性の育児休業の取得状況」を設定しました。